

鹿兒島労働局からのお知らせ

1 最低賃金・賃金引上げに向けた支援、非正規雇用労働者の処遇改善等

【最低賃金の改定】

(賃金室)

令和5年10月6日から、鹿兒島県の最低賃金は昨年より44円アップし時間額897円となりました。
最低賃金以上で雇用しているか、ご確認ください。



詳細は鹿兒島労働局のウェブサイトをご確認ください。
https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/kane/saitin01.html

【業務改善助成金】

(雇用環境・均等室)

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げを図るための制度です。

生産性向上のための設備投資(機械設備、POSシステム等の導入)などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。



要件等の詳細は厚生労働省のウェブサイトをご確認ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/oudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html

【年収の壁・支援強化パッケージ】

(雇用環境・均等室)

人手不足への対応が急務となる中で、短時間労働者が「年収の壁」を意識せず働くことができる環境づくりを支援するため、「支援強化パッケージ」として、キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」や「正社員化コース」による支援を行っています。

ご相談は下記窓口のほか、鹿兒島働き方改革推進支援センターでも受け付けています。



年収の壁突破・総合相談窓口

0120-030-045

(フリーダイヤル・無料)

受付時間 平日 8:30~18:15
(土日・祝日・年末年始(12/29~1/3)はご利用いただけません。)

https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/jyoseikin/106man_careerup.html

【鹿兒島働き方改革推進支援センター】

(雇用環境・均等室)

中小企業の働き方改革の取組を広く支援するため、関連法等への対応をはじめ職務分析・職務評価(同一労働同一賃金の確認)のほか、助成金の活用等必要な情報やノウハウを広く提供し、中小企業等からの求めに応じた相談支援を無料で行います。さらに、地域の事業主団体などと連携を図り、出張相談会や企業向けのセミナーを開催し働き方改革の推進を図ります。

●お問い合わせ先 鹿兒島働き方改革推進支援センター TEL: 0120-221-255

詳細はセンターのウェブサイトをご確認ください。
<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/kagoshima/>



2 リ・スキリングによる能力向上支援

【人材開発支援助成金】

(職業対策課)

事業主が雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識や技能の習得をさせるための訓練を実施させた場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

➤人材育成支援コース

職務に関連した知識・技能を習得させるための訓練の実施

➤人への投資促進コース

- ・サブスクリプション型の研修サービスによる訓練の実施
- ・デジタル人材を育成するための訓練の実施

➤事業展開等リスキリング支援コース

新しい事業展開やデジタル化・脱炭素化に取り組むために必要な訓練の実施



●お問い合わせ先 職業対策課助成金第二係 TEL : 099-219-5101

詳細は厚生労働省のウェブサイトをご https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html 確認ください。

【産業雇用安定助成金】

(職業対策課)

スキルアップ支援コース

労働者のスキルアップを在籍型出向により行い、復帰した際の賃金を出向前と比較して5%以上上昇させた事業主（出向元）に対して当該事業主が負担した出向中の賃金の一部を助成します。

「在籍型出向」は自社にない実践での経験による新たなスキルの習得が期待できます。



●お問い合わせ先 職業対策課 助成金第一係 TEL : 099-219-8713

詳細は厚生労働省のウェブサイトをご https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805_00012.html 確認ください。

3 職業情報及び職場情報の収集・提供による求職者と企業のマッチング機能の強化、オンラインの活用によるハローワークの利便性向上

【求人者マイページ】

(職業安定課)

求人者マイページは、ハローワーク及びハローワークインターネットサービスを利用して、募集・選考活動に必要なサービスを提供するものです。

求人者マイページを開設すると、求人申し込み（仮登録）や求人内容の変更、求人・応募者の管理のほか、求職情報を検索したり、検索した求職者に求人者マイページから直接リクエストしたりすることができます。



詳細は厚生労働省のウェブサイトをご https://www.hellowork.mhlw.go.jp/enterprise/ent_possible.html 確認ください。

4 中小企業等に対する人材確保の支援

【「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口】

(需給調整事業室)

医師・看護師などの医療従事者や介護従事者、保育士などの採用にあたって人材紹介会社を利用し、紹介手数料などの職業紹介の条件等についてトラブルとなるケースがあります。

人材紹介会社の職業紹介サービスに関して法令違反の疑いがある場合には、労働局『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』でご相談を受け付けています。

●お問合せ先 需給調整事業室 TEL:099-803-7111

詳細は厚生労働省のウェブサイト（リーフレット）をご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001048695.pdf>



5 多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり

【フリーランスの方が安心して働ける環境の整備】

(雇用環境・均等室)

フリーランスに業務委託をする事業者は、フリーランス・事業者間取引適正化等法に基づき、フリーランスの募集に関する情報を的確に表示すること、ハラスメント防止体制の整備などに取り組むことが義務付けられます。令和6年秋ごろ施行予定です。

詳細は厚生労働省のウェブサイトをご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/zaitaku/index_00002.html



【職場におけるハラスメント等に関する雇用管理上の防止措置義務】～明るい職場応援団～

(雇用環境・均等室)

ハラスメントの防止、相談を受けたときの対応、社内研修・周知等の措置を講じなければなりません。明るい職場応援団のサイトに動画や他の企業の取組事例も参考に、取組んでください（職場の研修資料としても活用になれます。）。

- パワーハラスメント
- マタニティハラスメント
- セクシャルハラスメント
- カスタマーハラスメント
- 就活ハラスメント

詳細はウェブサイトをご確認ください。

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp>



【人材確保等支援助成金（テレワークコース）】柔軟な働き方がしやすい環境整備

(雇用環境・均等室)

適正な労務管理の下で安心して働くことのできるテレワークを制度として導入・実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主を助成します。

●お問い合わせ先 雇用環境・均等室 TEL : 099-222-8446

詳細は厚生労働省のウェブサイトをご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/telework_zyosei_R3.html



【企業の人材確保・定着に役立つ「3つの認定制度」】

〇えるぼし認定制度 <女性活躍推進> (雇用環境・均等室)

「女性活躍推進法」に基づく認定制度。

一般事業主行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、女性の活躍促進のための取組の実施状況が優良な企業を厚生労働大臣が「えるぼし認定企業」や「プラチナえるぼし認定企業」として認定します。



厚生労働省サイト <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

〇くるみん認定制度 <子育てサポート> (雇用環境・均等室)

「次世代育成支援対策推進法」に基づく認定制度。

一般事業主行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業を厚生労働大臣が「くるみん認定企業」や「プラチナくるみん認定企業」、「トライくるみん認定企業」として認定します。不妊治療と仕事との両立支援に取り組む企業を認定する「プラス」認定制度も始まりました。



厚生労働省サイト https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11367.html

〇ユースエール認定制度 <若者の採用・育成> (訓練課)

「若者雇用促進法」に基づく認定制度。

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定します。



厚生労働省サイト <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000100266.html>

6 安全で健康に働くことができる環境づくり

【長時間労働の抑制】

(監督課)

長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害を防止するため、監督指導を引き続き実施いたします。

また、過労死等の防止について、ご理解とご対応をお願いします。

詳細は厚生労働省のウェブサイト

<https://www.mhlw.go.jp/kinkyu/151106.html>

をご確認ください。



【建設業・自動車運転者・医師・製糖業の時間外労働の上限規制適用開始に向けた取組】

(監督課)

令和6年4月から適用されている建設業、自動車運転者、医師、製糖業への時間外労働の上限規制については、厚生労働省のウェブサイトや時間外労働の上限規制特設サイト「はたらきかたススめ」で必要な取組をご確認いただき、監督署における「労働時間相談・支援班」や鹿児島働き方改革推進支援センターにおける窓口相談やコンサルティング、セミナー等の支援を活用し、時間外労働の上限規制へのご対応をお願いします。

詳細は厚生労働省のウェブサイト

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyosyu/topics/01.html

をご確認ください。



【鹿児島県医療勤務環境改善支援センター】

(雇用環境・均等室)

医療機関における医療従事者の勤務環境改善に関する支援を無料で行っています。



●お問い合わせ先 鹿児島県医療勤務環境改善支援センター TEL : 099-713-7731

詳細はウェブサイトをご確認ください <https://www.kagoshima-medsc.jp/> い。

【働き方改革推進支援助成金】

(雇用環境・均等室)

生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業・小規模事業者や、傘下企業を支援する事業主団体に対して助成するものであり、中小企業における労働時間の設定の改善の促進を目的とした助成制度です。



▶ 業種別課題対応コース

時間外労働の上限規制の適用に対応するため、対象業種等（建設事業、自動車運転の業務、医業に従事する医師、砂糖製造業（鹿児島県・沖縄県に限る））であって労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を助成

▶ 労働時間短縮・年休促進支援コース

労働時間の削減や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を助成

▶ 勤務間インターバル導入コース

勤務間インターバルを導入する中小企業事業主を助成

▶ 団体推進コース

傘下企業の労働条件の改善のために、時間外労働の削減や賃金引上げに取り組む事業主団体を助成

●お問い合わせ先 雇用環境・均等室 TEL : 099-223-8239

支給要件や申請手続き等の詳細は鹿児島労働局のウェブサイトをご確認ください。 https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/hatarakikata/2016-0909-5.html

【鹿児島労働局 第14次労働災害防止計画】

(健康安全課)

鹿児島労働局第14次労働災害防止計画(令和5年度～令和9年度)では、死亡災害を毎年10人以下とし、死傷災害の増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数を毎年減少させることを目標として、8つの重点対策に取り組み、当該取組の進捗状況を確認するための指標(アウトプット指標)及び達成目標(アウトカム指標)を定めて、労働災害防止対策を展開しています。



詳細は、鹿児島労働局のウェブサイトをご確認ください。 https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/anzen/2013-0417-2.html

【STOP！熱中症 クールワークキャンペーン】

(健康安全課)

令和5年県内の職場における熱中症による労働災害(休業4日以上)は15人でした。熱中症は、高温多湿な環境下において、体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調整機能が破綻するなどにより発症する障害の総称です。鹿児島労働局では、5月から9月までの期間に「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、職場における熱中症予防対策の徹底を呼びかけることとしています。



詳細は、鹿児島労働局の https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/enzen_eisei/nettyusyou.html サイトをご確認ください。

7 多様な人材の就労・社会参加の促進

【障害者の法定雇用率の改定】

(職業対策課)

令和6年4月1日から、障害者の法定雇用率が改定されました。

民間企業の法定雇用率 2.3% ⇒ **2.5%**

対象事業主の範囲 43.5人以上 ⇒ **40.0人以上**

▶ 障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告。

◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任(努力義務)。

詳細は厚生労働省のウェブサイトをご確認ください。 <https://www.mhlw.go.jp/content/001064502.pdf>



【障害者雇用のための事業主支援強化（助成金の新設・拡充）】

(職業対策課)

(令和6年4月以降)

▶ 雇入れやその雇用継続に関する相談支援、加齢に伴う課題に対応する助成金が新設されました。

◆ 労働局長の認定を受けた事業者が障害者雇用の経験やノウハウが不足する事業主に対して、雇入れやその雇用継続を図るための、企業内の支援体制の環境整備等、一連の雇用管理に関する相談援助を原則無料で行います。(障害者雇用相談援助事業)

◆ 加齢により職場への適応が難しくなった方に、職務転換のための能力開発、業務の遂行を支援する者の配置や、設備・施設の設定等を行った場合に、助成が受けられます。

▶ 既存の障害者雇用関係の助成金が拡充されました。
障害者介助助成金や職場適応援助者助成金の拡充、職場実習・見学の受入れ助成の新設など、事業主の皆様の障害者雇用の支援が強化されました。

詳細は厚生労働省のウェブサイトをご確認ください。 <https://www.mhlw.go.jp/content/001064502.pdf>



8 多様な課題を抱える若年者・新規学卒者の支援

【新規学卒者に係る県内就職の促進に向けた求人の早期提出】

(訓練課)

本県は、進学・就職時に多くの若年層が県外に流出しており、各種産業を担う人材の県内就職促進を図ることが重要となっています。就職活動の早い時期に県内企業に関する多くの選択肢があったことで、県内での就職を決めたとの声もあることから、**学卒求人の早期提出**をお願いします。

また、高校生向け企業 PR 動画(YouTube)へのご参加については訓練課へ、求人内容の魅力向上のためのご相談については各ハローワークの学卒求人担当にご相談ください。

●高校生向け企業 PR 動画のお問合せ先 訓練課 099-219-8711

詳細は鹿児島労働局のウェブサイトをご確認ください。
<https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/content/contents/2024-0426-2.pdf>



【高卒求人への履歴書パソコン作成可否の記載】

(訓練課)

令和6年度より鹿児島県内のハローワークで受理する高卒求人には履歴書作成方法の記載をお願いします。高卒求人をご提出される際は、選考方法・補足事項欄に「履歴書：手書き作成のみ」「履歴書：パソコン作成のみ」「履歴書：手書き・パソコン作成どちらも可」のいずれかを記載してお申し込みください。

詳細は厚生労働省のウェブサイトをご確認ください。
https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/yuryou_muryou_shokugyou/hourei_seido/youth_wakamono.html



9 労働保険料等の適正な徴収

【労働保険料納付の口座振替】

(労働保険徴収室)

労働保険料の納付は口座振替が便利です。金融機関の窓口へ行く手間が解消され、納付忘れによる督促状・延滞金の心配がなくなります。

保険料引き落とし前にはハガキによる通知が届き、引き落とし結果も通知されます。また、手数料も発生しません。

●お問合せ先 労働保険徴収室 099-223-8276

詳細は厚生労働省のサイトをご確認ください。
労働保険 口座振替又は右記 URL・QR コードからインターネット検索してください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/hokenryou/index.html



【労働保険関係手続の電子申請】

(労働保険徴収室)

労働保険の成立、申告、名称・所在地変更等の申請は、電子申請が便利です。

労働局や監督署の窓口に出向く必要はなく、G ビズ ID を利用することで電子証明の添付なしで 24 時間いつでも手続きが可能です。

詳細は厚生労働省のウェブサイトをご確認ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/denshi-shinsei.html



10 お問い合わせ先一覧

名称	電話番号	名称	電話番号
労働保険徴収室	099-223-8276	雇用環境・均等室（両立助成金等）	099-222-8446
		雇用環境・均等室（均等法等）	099-223-8239
監督課	099-223-8277	鹿児島労働局総合労働相談コーナー	099-223-8239
貸金室	099-223-8278	鹿児島総合労働相談コーナー	099-803-9640
健康安全課	099-223-8279	川内総合労働相談コーナー	0996-22-3225
労災補償課	099-223-8280	鹿屋総合労働相談コーナー	0994-43-3385
		加治木総合労働相談コーナー	0995-63-2035
		名瀬総合労働相談コーナー	0997-52-0574
職業安定課	099-219-8711	職業対策課	099-219-8712
雇用保険電子申請事務センター	099-214-8714	助成金2階相談・受付コーナー	099-219-5101
訓練課	099-219-8711	助成金3階相談・受付コーナー	099-219-8713
需給調整事業室	099-803-7111		
鹿児島労働基準監督署（方面）	099-214-9175	川内労働基準監督署	0996-22-3225
" （安全衛生課）	099-803-9631	鹿屋労働基準監督署	0994-43-3385
" （労災課）	099-803-9632	加治木労働基準監督署	0995-63-2035
		名瀬労働基準監督署	0997-52-0574
鹿児島公共職業安定所	099-250-6060	加世田公共職業安定所	0993-53-5111
熊毛出張所	0997-22-1318	伊集院公共職業安定所	099-273-3161
ワークプラザ天文館	099-223-8010	大隅公共職業安定所	099-482-1265
新卒応援ハローワーク	099-224-3433	出水公共職業安定所	0996-62-0685
川内公共職業安定所	0996-22-8609	名瀬公共職業安定所	0997-52-4611
宮之城出張所	0996-53-0153	徳之島分室	0997-82-1438
鹿屋公共職業安定所	0994-42-4135	指宿公共職業安定所	0993-22-4135
国分公共職業安定所	0995-45-5311		
大口出張所	0995-22-8609		